

平成 29 年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 平成29年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
市税の税率及び納期等の一覧表	33～35

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(平成29年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌	
総務部	課税課		1					1	課の総括	
		税制担当			1		2	3	1 税務事務の総合調整に関する事 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関する事 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 8 税の諸証明の発行に関する事	
		市民税担当			1		9	10		
		土地担当					1	3		4
		家屋担当				1	1	4		6
		計	1			3	2	18		24
	納税課		1					1	課の総括	
	管理担当						1	3	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事
	徴収担当				1	1	7	9		
	特別整理担当						4	3	7	
	計	1			1		6	13	21	
	総計		2			4	8	31	45	

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

年度 区分		25	26	27	28	29
人口	男	50,746	50,817	50,846	50,951	51,013
	女	50,272	50,252	50,357	50,437	50,518
	計	101,018	101,069	101,203	101,388	101,531
世帯数	42,482	42,960	43,496	44,215	44,827	

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

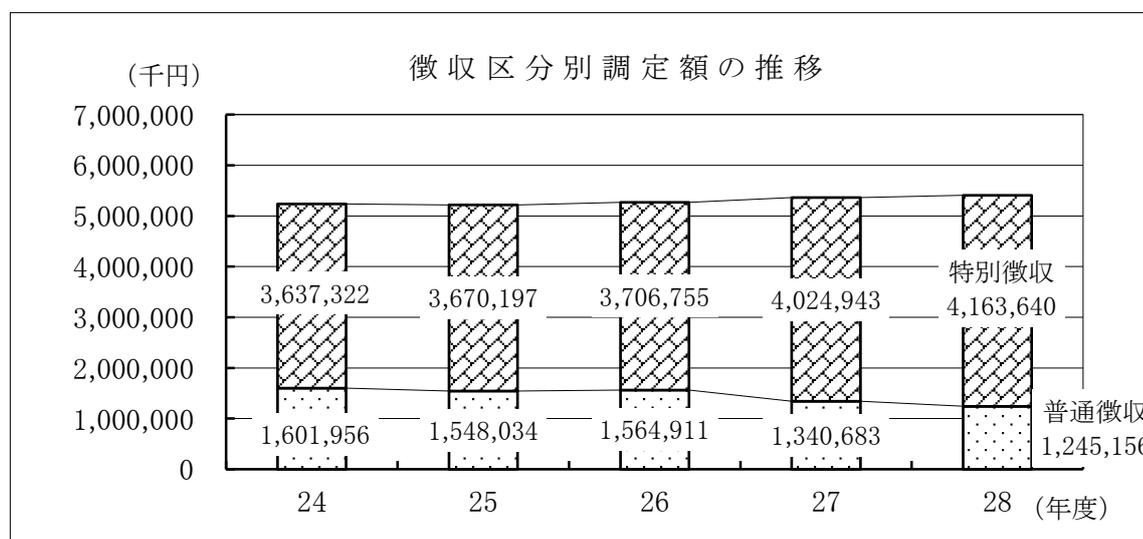
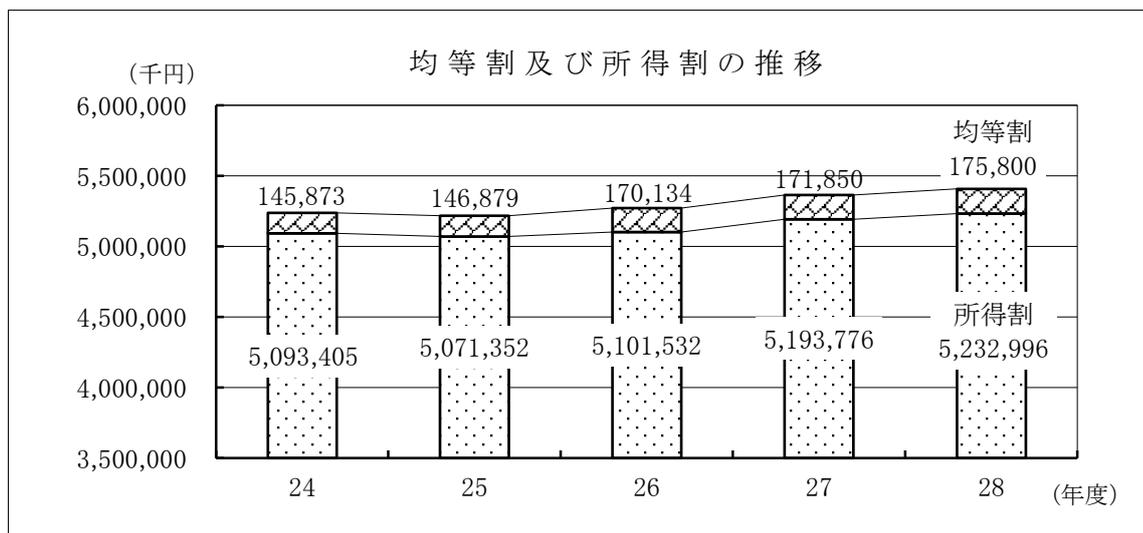
年度 区分		25	26	27	28	29
個人	均等割+所得割	44,466	44,625	45,023	45,589	46,264
	均等割のみ	4,149	4,281	4,334	4,474	4,446
	計	48,615	48,906	49,357	50,063	50,710
法人	地方税法第312条第1項に該当					
	第9号	13	16	15	13	15
	第8号	4	3	2	1	2
	第7号	99	94	98	108	111
	第6号	18	20	20	20	18
	第5号	75	70	68	68	73
	第4号	26	23	25	24	25
	第3号	256	254	248	260	264
	第2号	15	16	14	15	12
第1号	1,493	1,516	1,538	1,564	1,580	
計	1,999	2,012	2,028	2,073	2,100	

※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度3月31日現在 単位:千円)

年度		24	25	26	27	28
区分						
普通徴収	均等割	54,880	53,731	59,853	46,730	45,780
	所得割	1,547,076	1,494,303	1,505,058	1,293,953	1,199,376
	小計	1,601,956	1,548,034	1,564,911	1,340,683	1,245,156
特別徴収	均等割	90,993	93,148	110,281	125,120	130,020
	所得割	3,546,329	3,577,049	3,596,474	3,899,823	4,033,620
	小計	3,637,322	3,670,197	3,706,755	4,024,943	4,163,640
調定額	均等割	145,873	146,879	170,134	171,850	175,800
	所得割	5,093,405	5,071,352	5,101,532	5,193,776	5,232,996
	合計	5,239,278	5,218,231	5,271,666	5,365,626	5,408,796

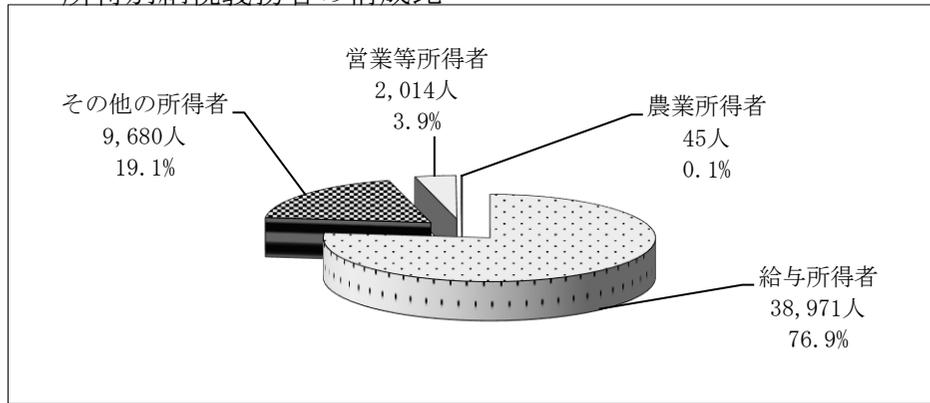


(4) 平成29年度 個人市民税賦課状況

(平成29年7月1日現在)

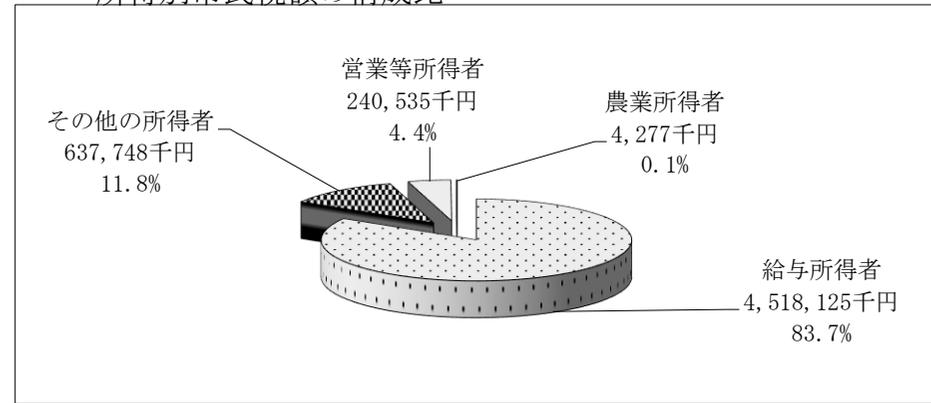
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給与所得者	2,394	8,379	36,577	128,020	4,381,726	38,971	4,518,125	116	83.7
営業等所得者	243	851	1,771	6,199	233,485	2,014	240,535	119	4.4
農業所得者	10	35	35	123	4,119	45	4,277	95	0.1
その他の所得者	1,799	6,297	7,881	27,584	603,867	9,680	637,748	66	11.8
計	4,446	15,562	46,264	161,926	5,223,197	50,710	5,400,685	107	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 50,710人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,400,685千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成29年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分 給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,358	92	2	469	100	2,021
10万円を超え 100万円以下	10,098	609	12	4,754	70	15,543
100万円を超え 200万円以下	11,148	441	9	1,609	46	13,253
200万円を超え 300万円以下	6,599	272	7	389	44	7,311
300万円を超え 400万円以下	3,414	146	1	145	24	3,730
400万円を超え 550万円以下	2,333	81	1	95	23	2,533
550万円を超え 700万円以下	685	32	1	60	5	783
700万円を超え 1千万円以下	453	34	2	52	13	554
1千万円超	395	53	0	63	25	536
合計	36,483	1,760	35	7,636	350	46,264

※ 「課税標準額」

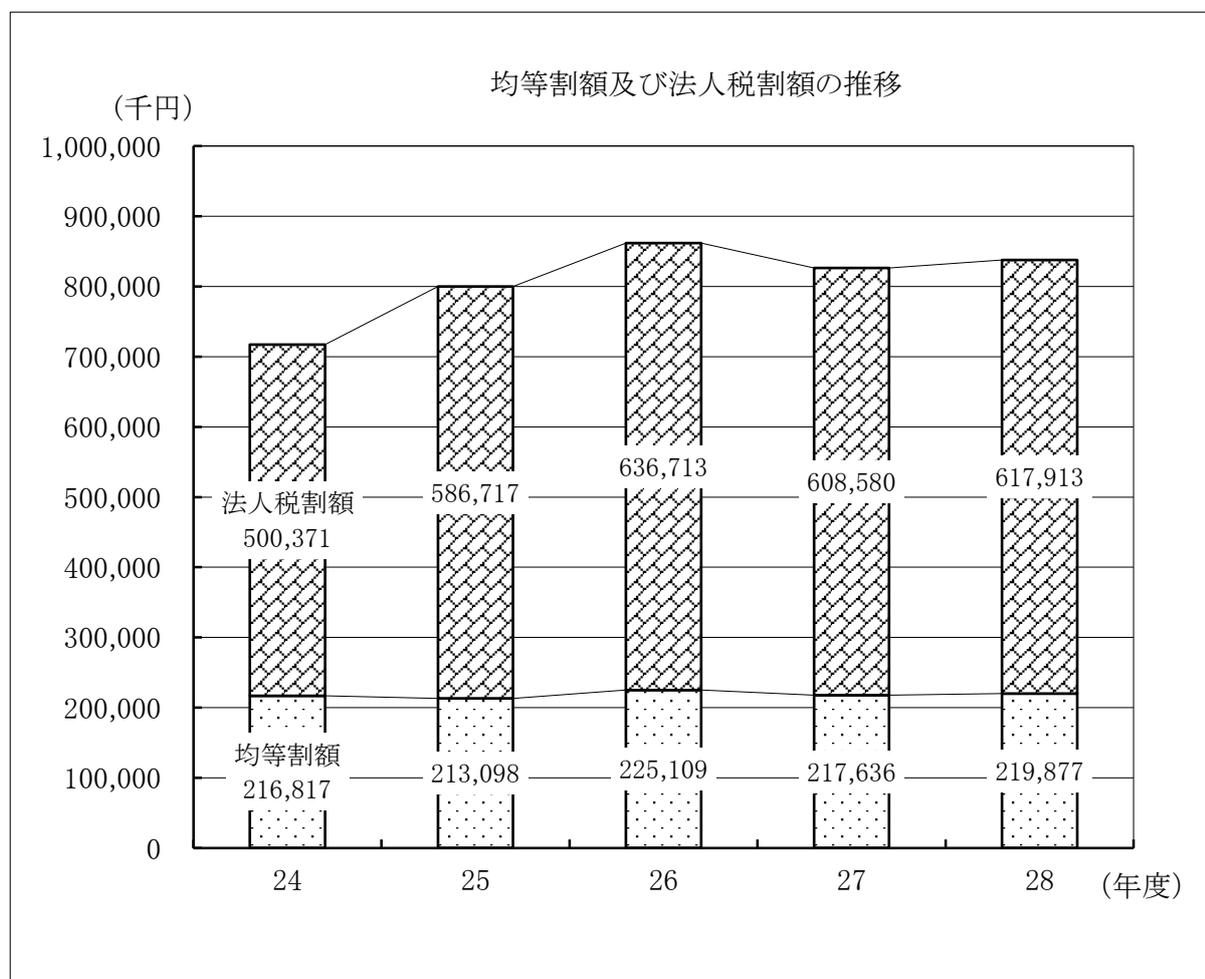
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	24	25	26	27	28
均等割額	法人数 (社)		2,019	1,996	2,009	2,045	2,077
	調定額 (千円)		216,817	213,098	225,109	217,636	219,877
法人税割額	法人数 (社)		696	723	792	820	860
	調定額 (千円)		500,371	586,717	636,713	608,580	617,913
合計調定額 (千円)			717,188	799,815	861,822	826,216	837,790
合計税額の対前年比 (%)			93.6	111.5	107.8	95.9	101.4



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

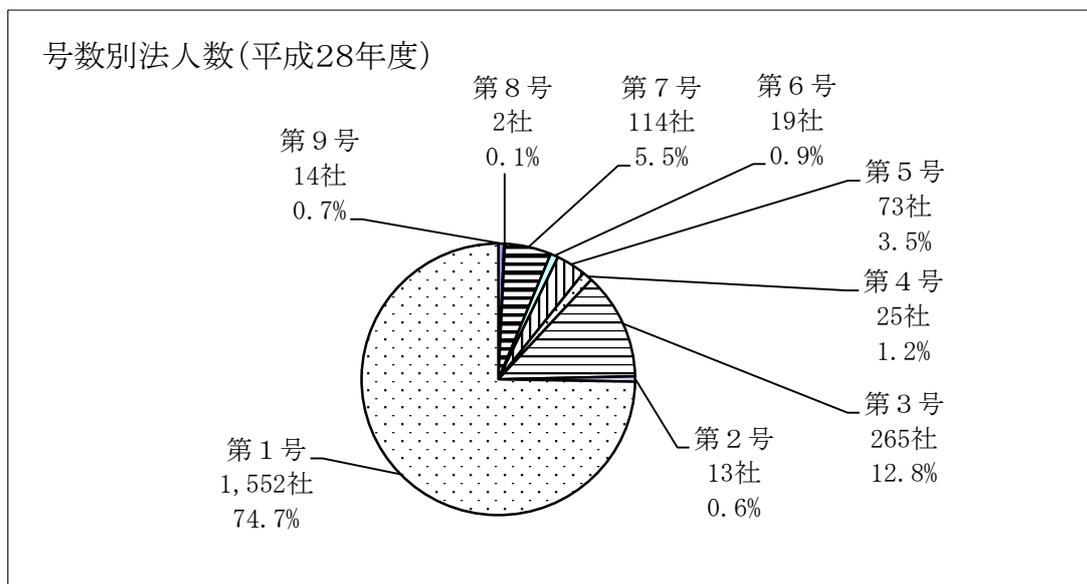
(各年度3月31日現在 単位:社)

年度 区分	24	25	26	27	28
第9号	14	14	16	14	14
第8号	4	3	3	2	2
第7号	105	102	100	105	114
第6号	19	20	20	20	19
第5号	71	71	68	73	73
第4号	24	24	23	24	25
第3号	257	255	256	251	265
第2号	13	13	14	14	13
第1号	1,512	1,494	1,509	1,542	1,552
合計	2,019	1,996	2,009	2,045	2,077

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	27年度 (円)	28年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	187,500	141,600	75.5
農業	187,500	141,600	75.5
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	431,260,400	412,297,900	95.6
鉱業	0	0	0.0
建設業	51,427,200	49,369,000	96.0
製造業	379,833,200	362,928,900	95.5
第3次産業	394,768,100	425,350,500	107.7
卸・小売業	147,403,400	191,064,100	129.6
飲食業	14,948,200	12,900,600	86.3
金融・保険業	70,962,100	67,259,100	94.8
不動産業	24,985,500	28,007,500	112.1
運輸・通信業	43,507,200	34,100,500	78.4
電気・ガス・水道業	10,164,400	5,952,300	58.6
サービス業	81,083,300	83,850,600	103.4
その他	1,714,000	2,215,800	129.3
計	826,216,000	837,790,000	101.4

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		25	26	27	28	29
個人	土地	24,824	25,102	25,296	25,505	25,724
	家屋	29,007	29,862	30,139	30,338	30,588
法人	土地	765	772	786	803	826
	家屋	716	738	768	789	808
合計	土地	25,589	25,874	26,082	26,308	26,550
	家屋	29,723	30,600	30,907	31,127	31,396

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		25	26	27	28	29
免税点以上	個人	133	140	136	157	153
	法人	673	673	717	746	757
	計	806	813	853	903	910
免税点未満	個人	227	240	256	249	250
	法人	844	837	838	831	833
	計	1,071	1,077	1,094	1,080	1,083
合計	個人	360	380	392	406	403
	法人	1,517	1,510	1,555	1,577	1,590
	計	1,877	1,890	1,947	1,983	1,993

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

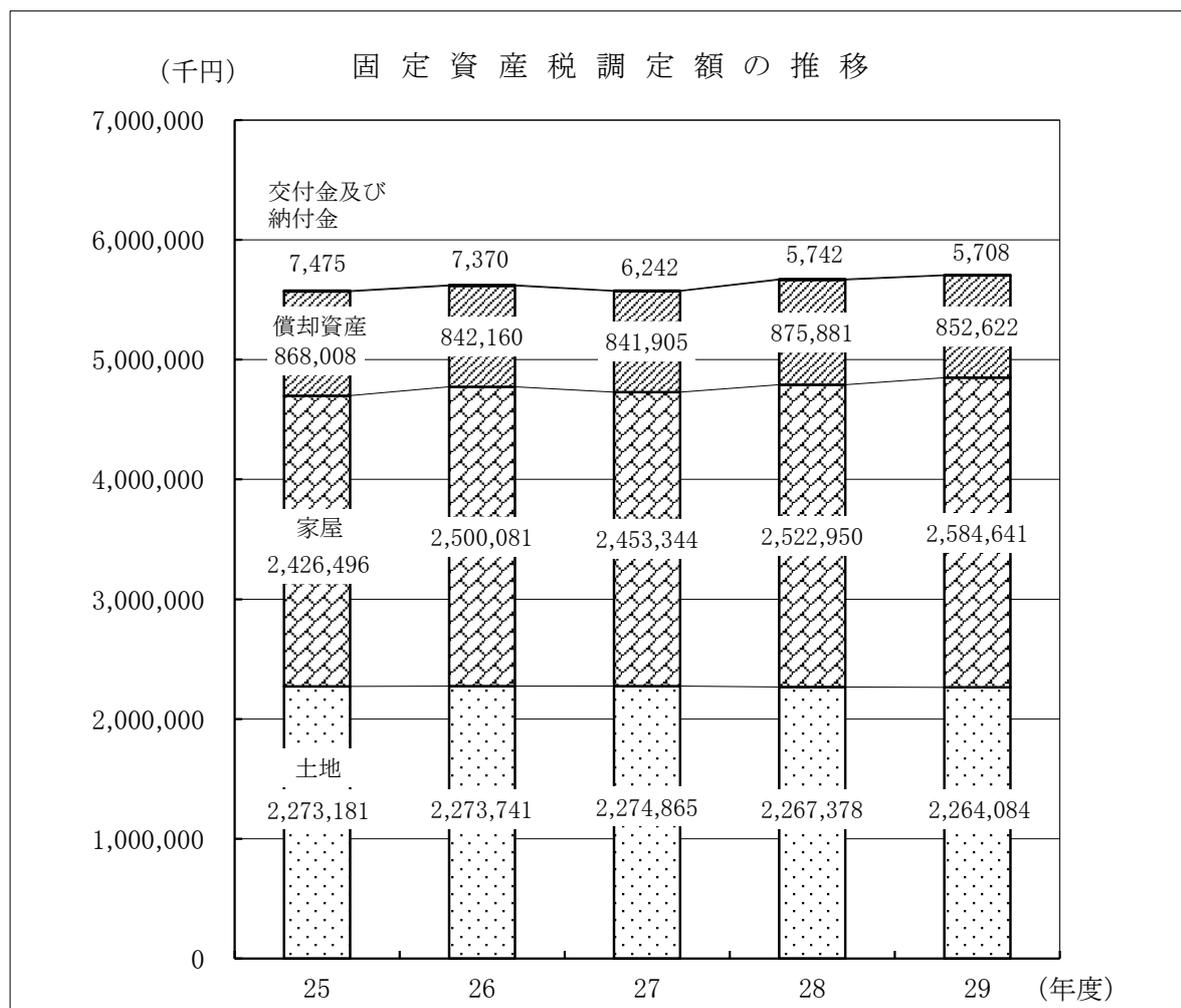
年度		25	26	27	28	29
区分						
固定資産税	土地	2,273,181	2,273,741	2,274,865	2,267,378	2,264,084
	家屋	2,426,496	2,500,081	2,453,344	2,522,950	2,584,641
	償却資産	868,008	842,160	841,905	875,881	852,622
	小計	5,567,685	5,615,982	5,570,114	5,666,209	5,701,347
交付金		7,475	7,370	6,242	5,742	5,708
合計		5,575,160	5,623,352	5,576,356	5,671,951	5,707,055

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成29年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	26,550	78,454	26,802,179	464,201,931	64.3
	家 屋	30,818	34,073	5,398,234	192,355,405	26.7
	償却資産	910	-	-	63,770,603	8.8
	市評価分	894	-	-	36,617,475	5.1
	国・県配分	16	-	-	27,153,128	3.7
	小 計	58,278	112,527	32,200,413	720,327,939	99.8
免税点未満	土 地	2,501	3,796	1,450,113	1,035,710	0.1
	家 屋	578	694	29,853	49,467	0.0
	償却資産	1,083	-	-	415,943	0.1
	市評価分	1,082	-	-	415,725	0.1
	国・県配分	1	-	-	218	0.0
	小 計	4,162	4,490	1,479,966	1,501,120	0.2
合 計		62,440	117,017	33,680,379	721,829,059	100.0

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成29年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等 特例分
市評価分	構 築 物	16,066,939	15,651,982	16,066
	機 械 及 び 装 置	14,410,888	14,050,403	821,486
	車 両 及 び 運 搬 具	1,853,893	1,853,893	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	4,285,755	4,181,964	15,327
	小 計	36,617,475	35,738,242	852,879
国 ・ 県 配 分		27,153,128	25,181,823	0
合 計		63,770,603	60,920,065	852,879

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

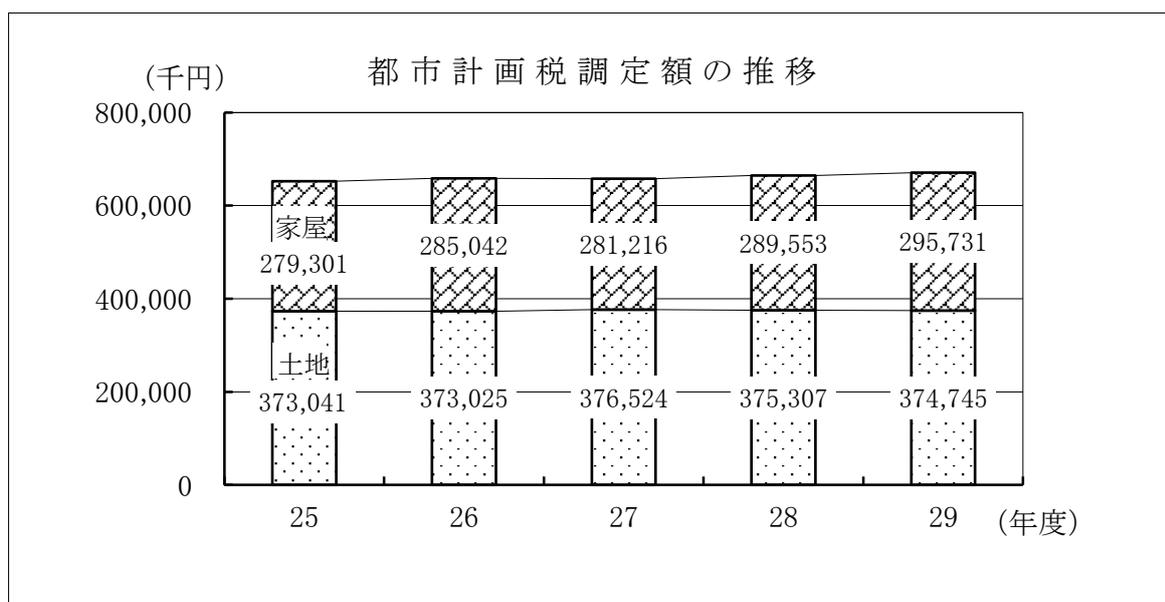
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	25	26	27	28	29
個人	39,370	39,718	40,069	40,362	40,634
法人	1,013	1,024	1,061	1,080	1,124
合計	40,383	40,742	41,130	41,442	41,758

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	25	26	27	28	29
土地	373,041	373,025	376,524	375,307	374,745
家屋	279,301	285,042	281,216	289,553	295,731
合計	652,342	658,067	657,740	664,860	670,476



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成29年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,193	29,506	7,051,000	391,067,668	72.5
家屋	22,565	21,428	3,837,758	148,289,855	27.5
合計	41,758	50,934	10,888,758	539,357,523	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成29年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
地 目				
	田	8,431	6,802,393	1,194,419
	畑	10,763	6,446,261	11,883,089
宅 地	住宅用地	49,615	8,441,315	317,080,691
	非住宅用地	2,955	2,025,901	76,729,024
	小 計	52,570	10,467,216	393,809,715
池	沼	54	40,629	23,990
山	林	1,607	1,197,061	831,669
原	野	1,456	672,954	42,802
雑	種 地	7,352	2,618,368	57,451,534
その他(公衆用道路等)		49,651	12,775,118	423
合 計		131,884	41,020,000	465,237,641

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成29年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
種 類				
住 宅	専 用	21,791	2,369,385	71,454,633
	共 同	642	140,727	4,050,337
	併 用	921	115,666	1,973,559
	小 計	23,354	2,625,778	77,478,529
旅館・料亭・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		297	27,429	662,624
劇場・映画館・病院		32	5,003	211,338
工場・倉庫		243	19,411	142,832
土 蔵		502	10,666	37,519
附 属 家		2,518	112,756	532,758
合 計		26,956	2,801,631	79,071,469

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成29年5月1日現在 非課税・免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	637	281,359	14,235,068
住宅・共同住宅	3,962	1,405,282	63,211,405
ホテル・病院	40	51,922	4,239,084
工場・倉庫・市場	1,410	722,883	27,328,195
その他	1,762	165,010	4,319,651
合 計	7,811	2,626,456	113,333,403

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		25	26	27	28	29
木 造	新 築	326	391	423	381	353
	増 築	7	10	6	3	4
	小 計	333	401	429	384	357
木 造 以 外	新 築	222	107	104	114	78
	増 築	3	1	2	0	1
	小 計	225	108	106	114	79
合 計	新 築	548	498	527	495	431
	増 築	10	11	8	3	5
	計	558	509	535	498	436

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		25	26	27	28	29
木 造		230	274	265	234	222
木 造 以 外		47	79	83	70	41
合 計		277	353	348	304	263

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成29年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	988,235	297,831	4,169
埼玉県総務部	143,152	31,620	443
国土交通省 関東地方整備局	330,106	78,280	1,096
合 計	1,461,493	407,731	5,708

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成29年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	任 期
委 員 長	山 口 昌 孝	平成27年3月20日～平成30年3月19日
委員長職務代理者	鈴 木 曄	平成27年3月20日～平成30年3月19日
委 員	吉 川 洋	平成27年3月20日～平成30年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

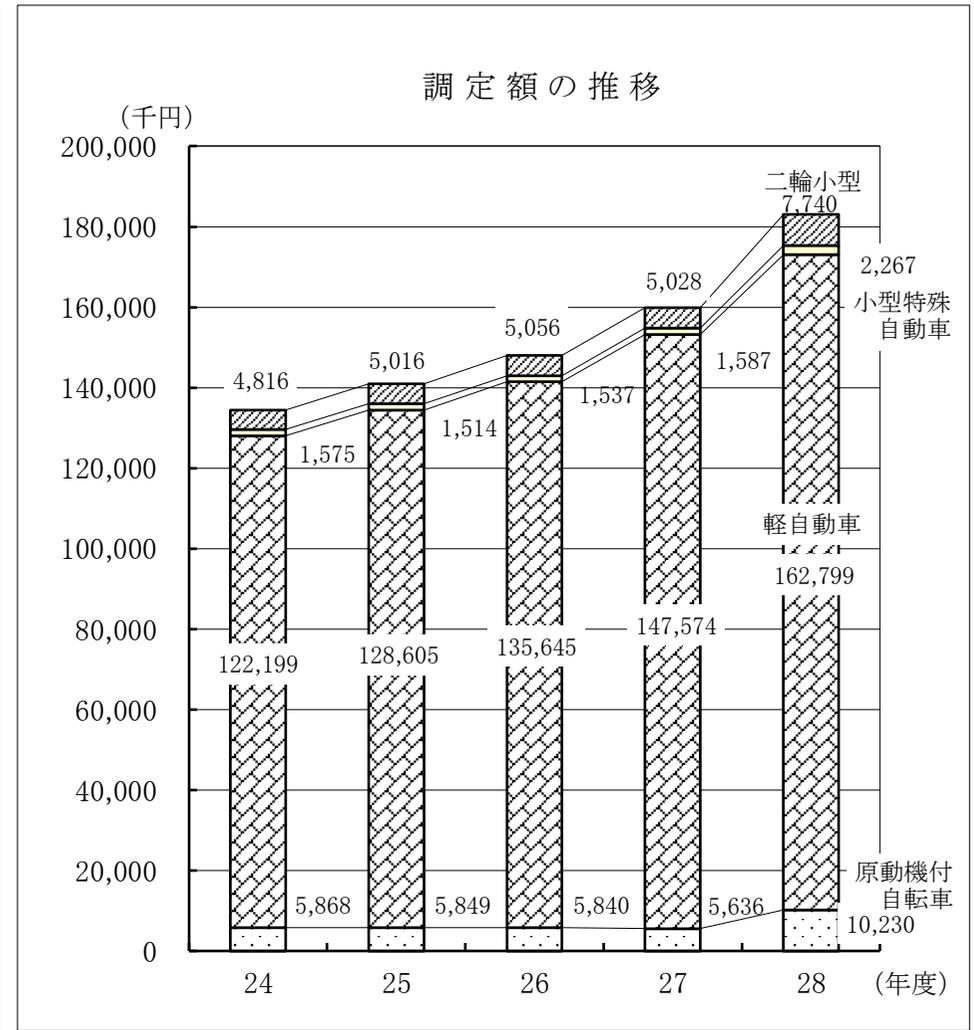
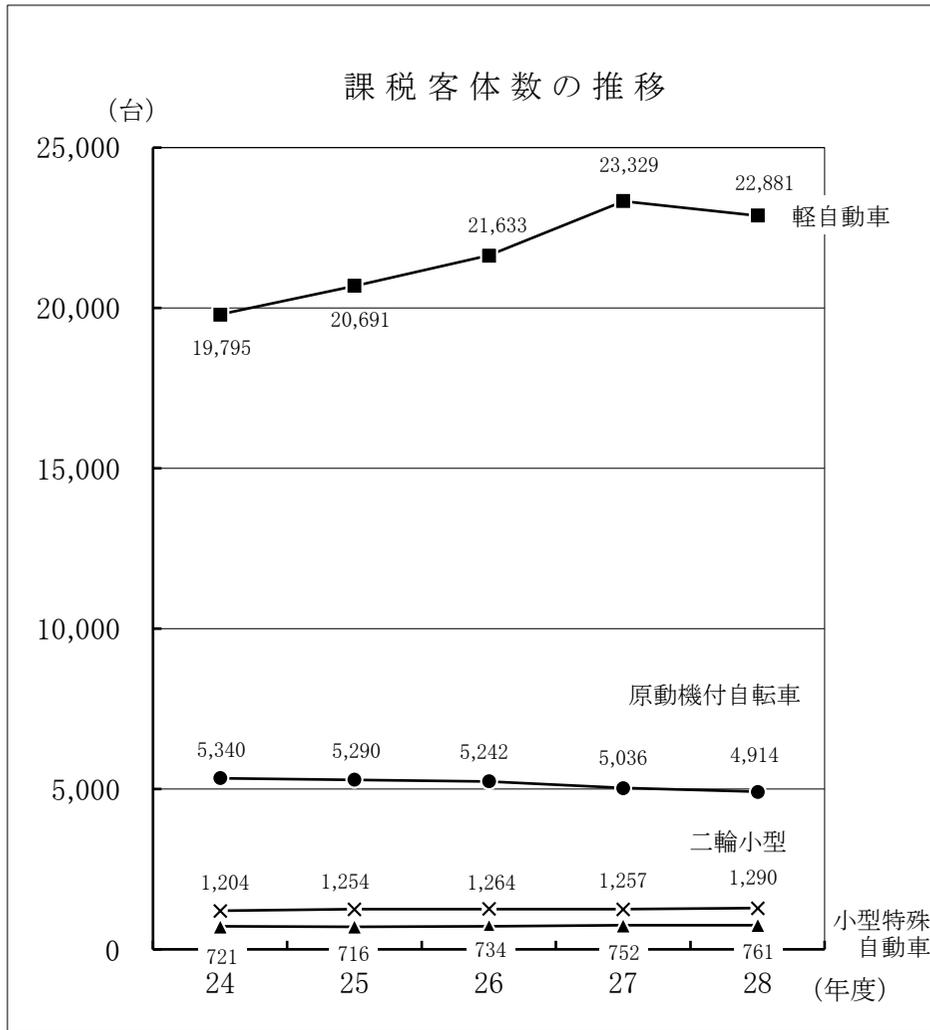
4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

種別		年度		24		25		26		27		28		税率※ H27まで (円)
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)									
原動機付自転車	50cc以下		4,353	4,353	4,258	4,258	4,144	4,144	3,934	3,934	3,800	7,597	1,000	
	90cc以下		283	340	267	320	271	325	261	313	247	494	1,200	
	125cc以下		650	1,040	713	1,141	774	1,238	793	1,269	822	1,973	1,600	
	ミニカー		54	135	52	130	53	133	48	120	45	166	2,500	
	小計		5,340	5,868	5,290	5,849	5,242	5,840	5,036	5,636	4,914	10,230		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,222	2,933	1,234	2,962	1,220	2,928	1,198	2,875	1,196	4,305	2,400	
	三輪		1	3	1	3	1	3	0	0	0	0	3,100	
	四輪	乗用	自家用	14,112	101,606	14,994	107,957	16,011	115,279	17,605	126,756	17,283	138,172	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,277	17,108	4,297	17,188	4,232	16,928	4,365	17,460	4,243	19,811	4,000
			営業用	183	549	165	495	169	507	161	483	159	511	3,000
	小計		19,795	122,199	20,691	128,605	21,633	135,645	23,329	147,574	22,881	162,799		
小型特殊車	農耕作業用		585	936	597	955	617	987	628	1,005	635	1,524	1,600	
	その他		136	639	119	559	117	550	124	582	126	743	4,700	
	小計		721	1,575	716	1,514	734	1,537	752	1,587	761	2,267		
二輪の小型自動車		1,204	4,816	1,254	5,016	1,264	5,056	1,257	5,028	1,290	7,740	4,000		
合計		27,060	134,458	27,951	140,984	28,873	148,078	30,374	159,825	29,846	183,036			
前年比		100.8	101.7	103.3	104.9	103.3	105.0	105.2	107.9	98.3	114.5			

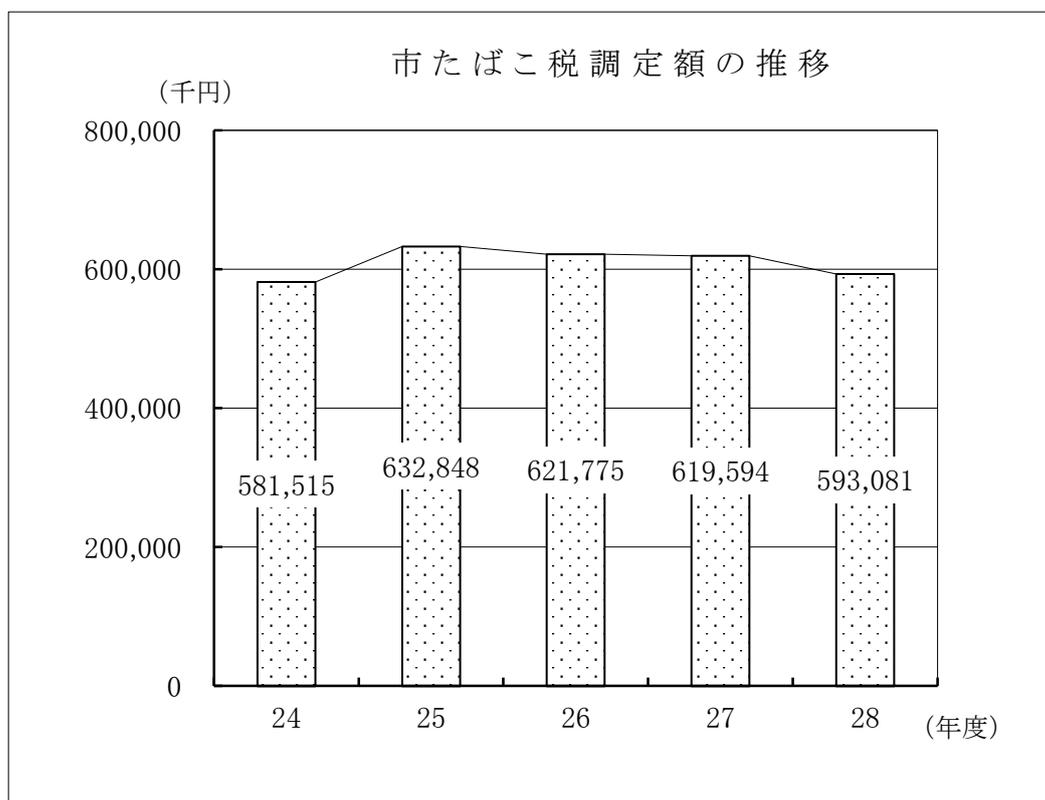
※ 平成28年度以降の税率については、34ページを参照

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		24	25	26	27	28
区分	調定額 (千円)	581,515	632,848	621,775	619,594	593,081
	対前年比 (%)	98.6	108.8	98.3	99.6	95.7
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	128,475	124,240	121,124	120,820	115,458
	旧3級品	4,852	5,191	5,630	5,840	5,802
	対前年比 (%)	98.9	96.7	97.5	99.7	95.6
税率	旧3級品以外	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで				2,977 円 / 1,000 本
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				3,298 円 / 1,000 本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで				4,618 円 / 1,000 本
		平成25年4月1日から				5,262 円 / 1,000 本
	旧3級品	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで				1,412 円 / 1,000 本
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				1,564 円 / 1,000 本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで				2,190 円 / 1,000 本
		平成25年4月1日から平成27年3月31日まで				2,495 円 / 1,000 本
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで				2,925 円 / 1,000 本



5. 徵 收

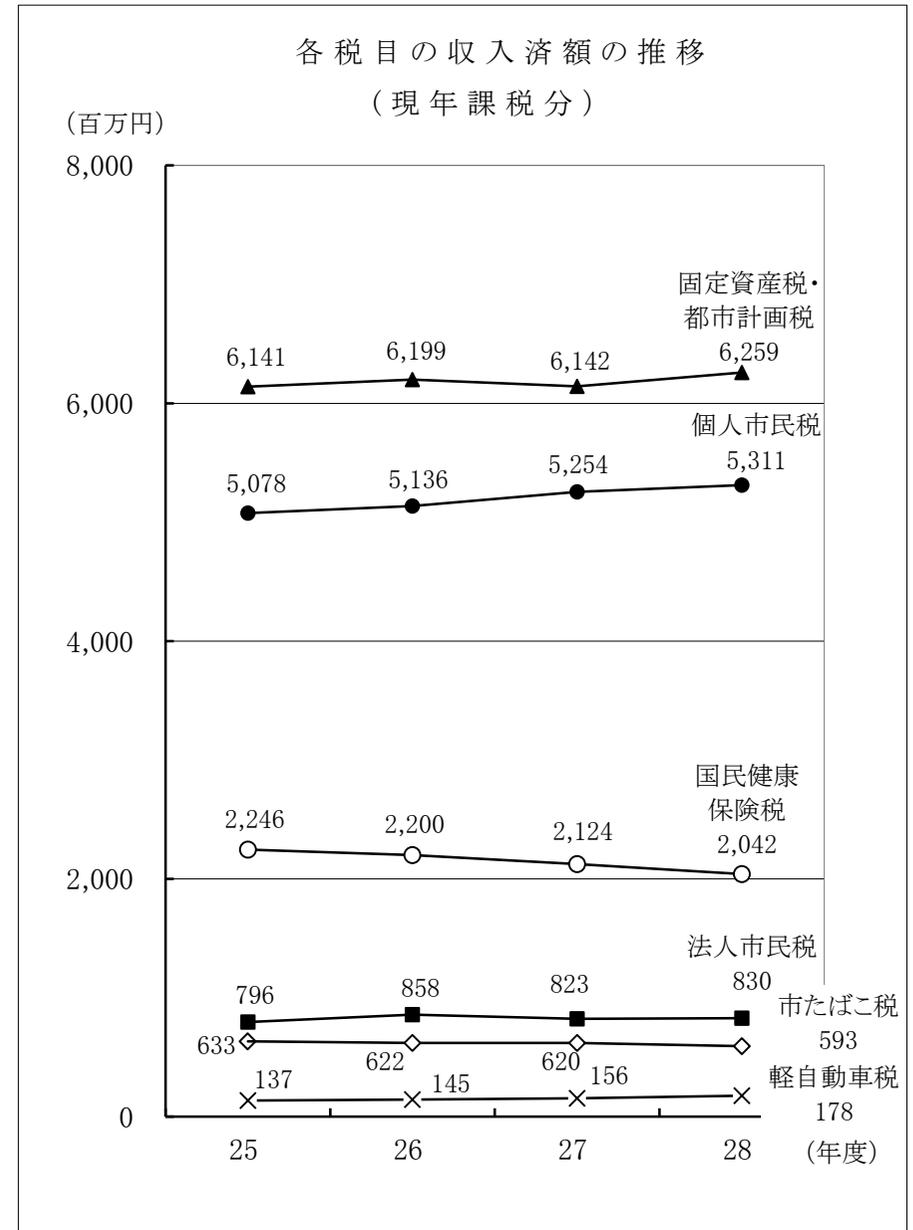
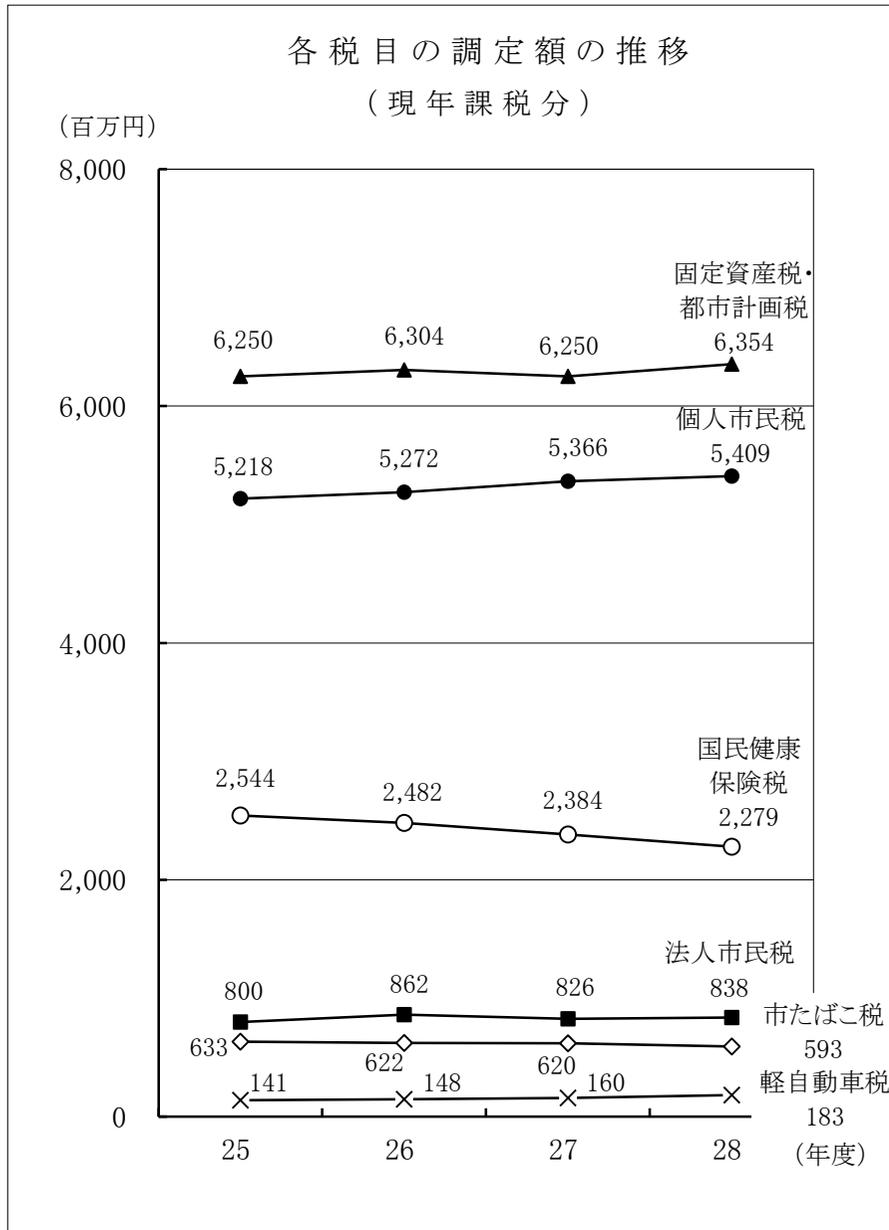
(1) 年度別市税決算額

税目		25			26			27			28		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)									
市民税	個人	5,218,232	5,078,266	97.3	5,271,665	5,136,236	97.4	5,365,625	5,253,849	97.9	5,408,795	5,310,894	98.2
	法人	799,815	796,210	99.5	861,822	857,751	99.5	826,216	822,830	99.6	837,790	830,302	99.1
	計	6,018,047	5,874,476	97.6	6,133,487	5,993,987	97.7	6,191,841	6,076,679	98.1	6,246,585	6,141,196	98.3
固定資産税	固定資産税	5,590,536	5,492,663	98.2	5,638,595	5,544,085	98.3	5,585,448	5,489,182	98.3	5,683,569	5,598,237	98.5
	交付金及び納付金	7,475	7,475	100.0	7,370	7,370	100.0	6,242	6,242	100.0	5,742	5,742	100.0
	計	5,598,011	5,500,138	98.3	5,645,965	5,551,455	98.3	5,591,690	5,495,424	98.3	5,689,311	5,603,979	98.5
軽自動車税		140,984	137,291	97.4	148,079	144,685	97.7	159,826	156,241	97.8	183,036	178,485	97.5
市たばこ税		632,848	632,848	100.0	621,775	621,775	100.0	619,594	619,594	100.0	593,081	593,081	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		652,435	641,013	98.2	658,274	647,240	98.3	657,817	646,480	98.3	665,161	655,174	98.5
小計		13,042,325	12,785,766	98.0	13,207,580	12,959,142	98.1	13,220,768	12,994,418	98.3	13,377,174	13,171,915	98.5
滞納繰越分		1,382,666	289,105	20.9	1,181,750	241,321	20.4	950,164	219,309	23.1	867,707	243,861	28.1
合計		14,424,991	13,074,871	90.6	14,389,330	13,200,463	91.7	14,170,932	13,213,727	93.2	14,244,881	13,415,776	94.2
国民健康保険税		2,544,489	2,245,631	88.3	2,481,893	2,199,977	88.6	2,384,397	2,123,550	89.1	2,279,455	2,041,667	89.6
滞納繰越分		1,912,721	239,076	12.5	1,586,706	259,344	16.3	1,412,655	225,318	15.9	1,217,742	238,128	19.6
合計		4,457,210	2,484,707	55.7	4,068,599	2,459,321	60.4	3,797,052	2,348,868	61.9	3,497,197	2,279,795	65.2

※ 「調定額」

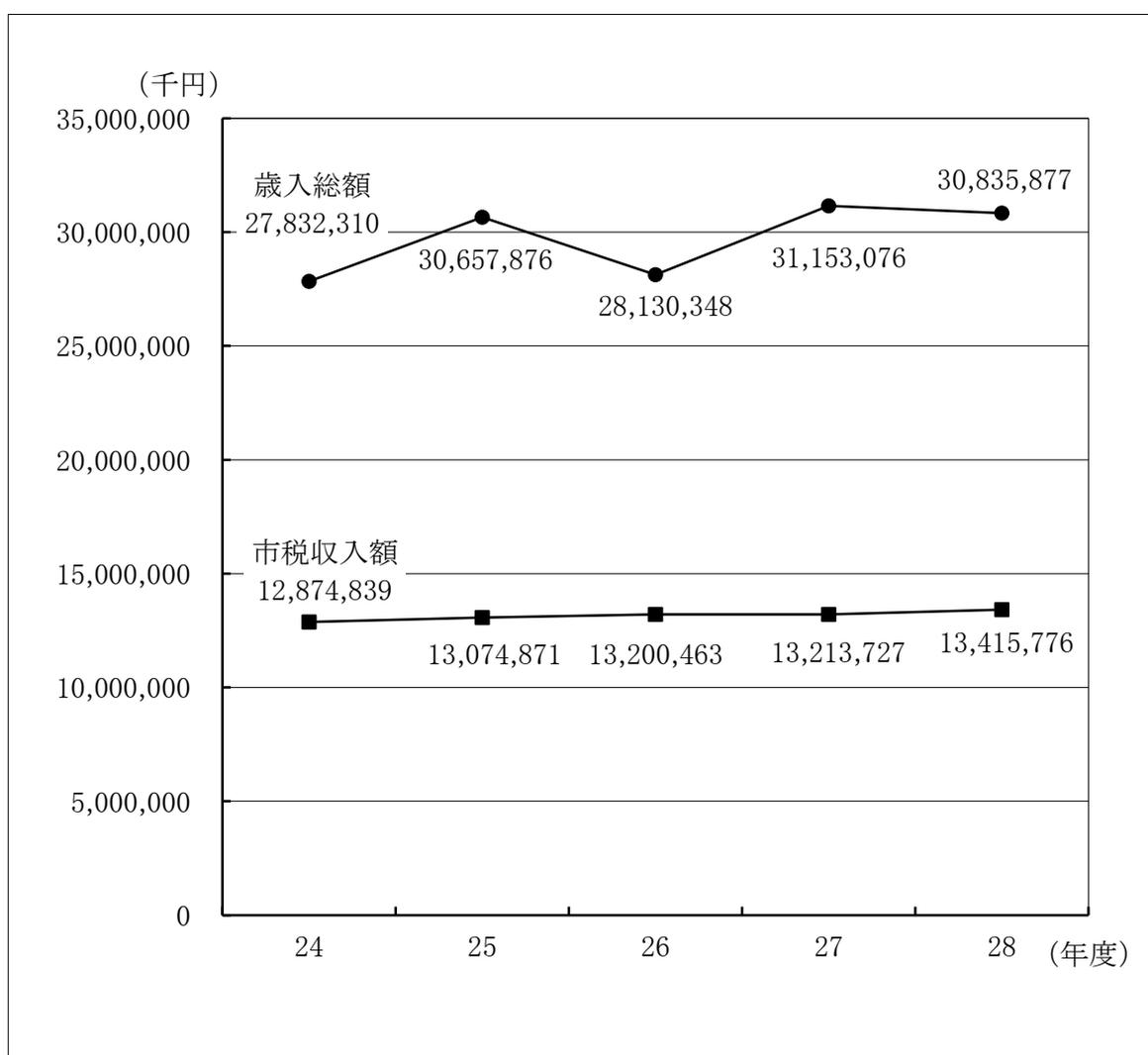
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

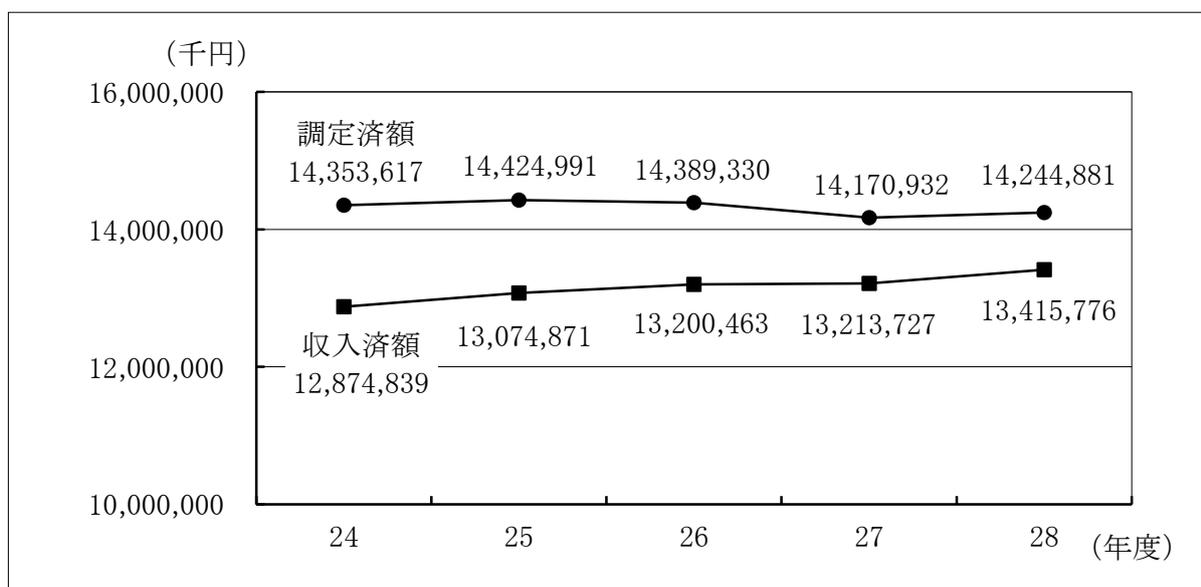
年度 区分	24	25	26	27	28
歳入総額 (A) (千円)	27,832,310	30,657,876	28,130,348	31,153,076	30,835,877
市税収入額 (B) (千円)	12,874,839	13,074,871	13,200,463	13,213,727	13,415,776
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	46.3	42.6	46.9	42.4	43.5



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		24	25	26	27	28
調定済額	現年度課税分 A (千円)	12,926,229	13,042,325	13,207,580	13,220,768	13,377,174
	滞納繰越分 B (千円)	1,427,388	1,382,666	1,181,750	950,164	867,707
	合 計 C (千円)	14,353,617	14,424,991	14,389,330	14,170,932	14,244,881
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,649,086	12,785,766	12,959,143	12,994,418	13,171,915
	滞納繰越分 F (千円)	225,753	289,105	241,320	219,309	243,861
	合 計 G (千円)	12,874,839	13,074,871	13,200,463	13,213,727	13,415,776
不納欠損額 H (千円)		95,230	166,698	237,449	89,925	63,084
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		1,383,548	1,183,422	951,418	867,280	766,021
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	97.9	98.0	98.1	98.3	98.5
	滞納繰越分 (F/B) (%)	15.8	20.9	20.4	23.1	28.1
	合 計 (G/C) (%)	89.7	90.6	91.7	93.2	94.2

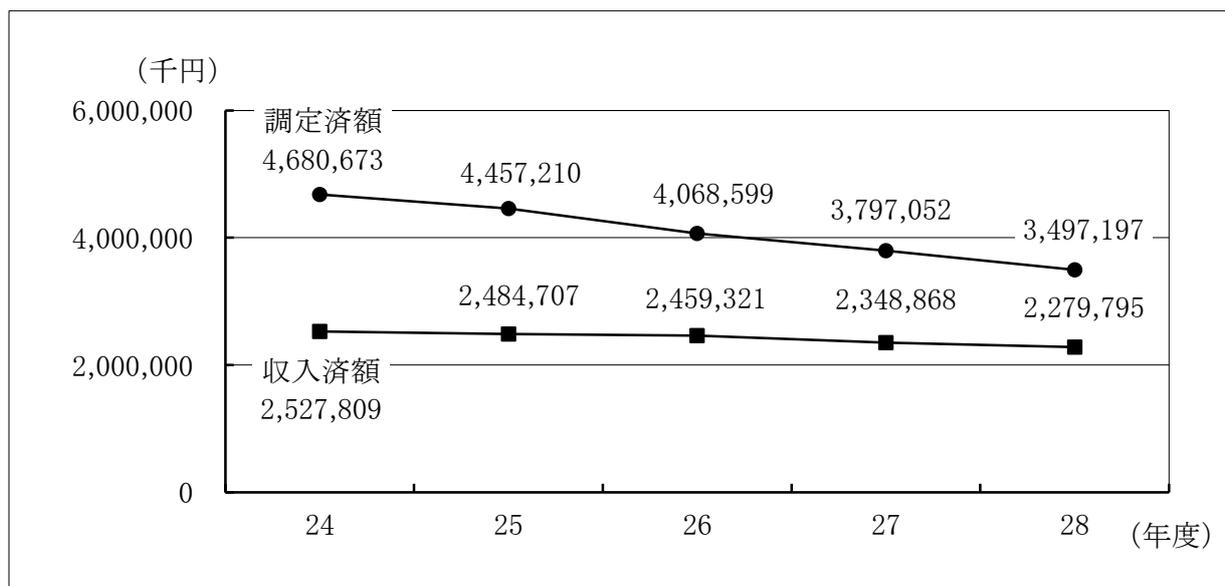
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		24	25	26	27	28
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,615,166	2,544,489	2,481,893	2,384,397	2,279,455
	滞納繰越分 B (千円)	2,065,507	1,912,721	1,586,706	1,412,655	1,217,742
	合 計 C (千円)	4,680,673	4,457,210	4,068,599	3,797,052	3,497,197
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,281,288	2,245,631	2,199,977	2,123,550	2,041,667
	滞納繰越分 E (千円)	246,521	239,076	259,344	225,318	238,128
	合 計 F (千円)	2,527,809	2,484,707	2,459,321	2,348,868	2,279,795
不納欠損額 G (千円)		226,614	371,871	184,961	218,060	130,522
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,926,250	1,600,632	1,424,317	1,230,124	1,086,880
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	87.2	88.3	88.6	89.1	89.6
	滞納繰越分 (E/B) (%)	11.9	12.5	16.3	15.9	19.6
	合 計 (F/C) (%)	54.0	55.7	60.4	61.9	65.2

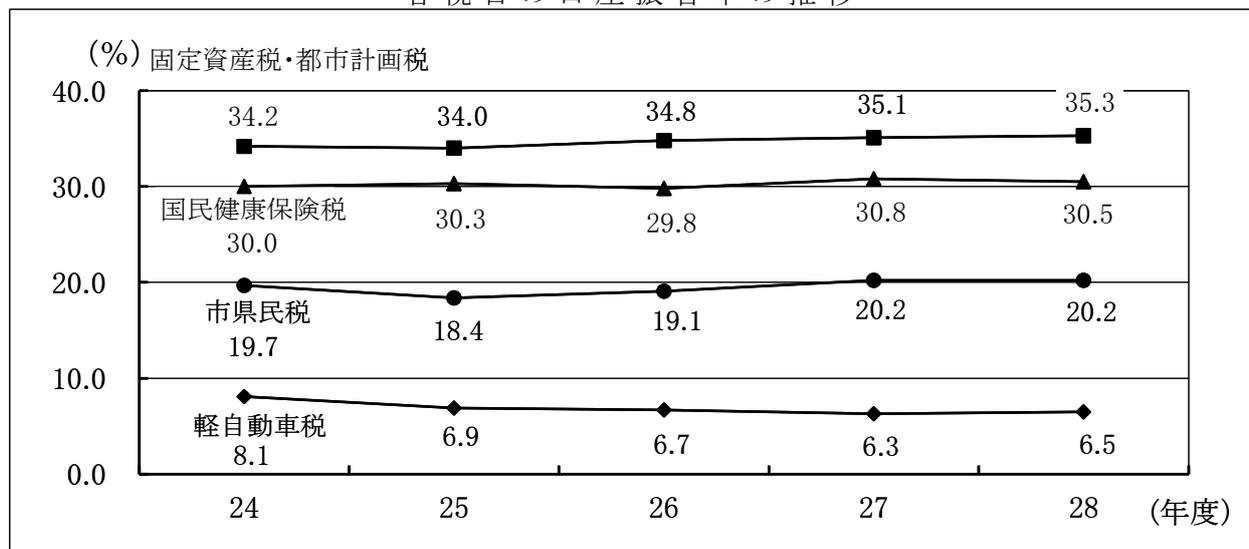
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		24	25	26	27	28
納税義務者 (人)	市 県 民 税	19,722	16,963	18,624	15,020	14,900
	固定資産税・都市計画税	36,752	36,145	37,213	37,432	37,629
	軽自動車税	27,060	27,951	28,864	30,374	29,846
	国民健康保険税	14,075	13,107	14,924	14,813	14,696
	合 計	97,609	94,166	99,625	97,639	97,071
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,885	3,127	3,563	3,036	3,015
	固定資産税・都市計画税	12,579	12,287	12,964	13,142	13,292
	軽自動車税	2,192	1,940	1,940	1,910	1,933
	国民健康保険税	4,227	3,973	4,442	4,559	4,479
	合 計	22,883	21,327	22,909	22,647	22,719
振替加入率 (%)	市 県 民 税	19.7	18.4	19.1	20.2	20.2
	固定資産税・都市計画税	34.2	34.0	34.8	35.1	35.3
	軽自動車税	8.1	6.9	6.7	6.3	6.5
	国民健康保険税	30.0	30.3	29.8	30.8	30.5
	合 計	23.4	22.6	23.0	23.2	23.4

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		24	25	26	27	28
市県民税	件数 (件)	18,516	21,436	23,805	17,754	18,365
	金額 (千円)	422,322	481,933	514,527	409,000	419,768
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	24,017	27,411	28,434	30,623	31,835
	金額 (千円)	421,195	484,499	521,683	553,375	587,852
軽自動車税	件数 (件)	10,661	12,034	12,012	12,710	13,141
	金額 (千円)	54,583	61,329	62,940	67,906	80,879
国民健康保険税	件数 (件)	23,132	25,803	27,078	30,199	30,182
	金額 (千円)	324,646	372,783	393,077	402,255	410,162
合計	件数 (件)	76,326	86,684	91,329	91,286	93,523
	金額 (千円)	1,222,746	1,400,544	1,492,227	1,432,536	1,498,661

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		24	25	26	27	28
動産又は電話債券	件数 (件)	1	0	3	0	0
	税額 (千円)	60	0	4,633	0	0
債権	件数 (件)	328	256	238	191	471
	税額 (千円)	287,952	112,530	167,808	150,565	247,878
不動産	件数 (件)	7	38	13	9	7
	税額 (千円)	3,018	77,611	52,051	19,181	6,873
合計	件数 (件)	336	294	254	200	478
	税額 (千円)	291,030	190,141	224,492	169,746	254,751

(9) 督促状発付状況

種別	年度	25			26			27			28						
	区分	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	19,331	4,575	23.7	1	18,624	4,225	22.7	1	15,020	3,334	22.2	1	14,900	3,206	21.5
		2	16,905	4,486	26.5	2	16,329	4,317	26.4	2	13,127	3,191	24.3	2	12,933	3,012	23.3
		3	16,598	4,355	26.2	3	15,962	4,135	25.9	3	12,817	3,516	27.4	3	12,553	3,141	25.0
		4	16,963	4,266	25.1	4	16,369	4,286	26.2	4	13,658	3,469	25.4	4	12,998	3,183	24.5
		計	69,797	17,682	25.3	計	67,284	16,963	25.2	計	54,622	13,510	24.7	計	53,384	12,542	23.5
固定資産税・ 都市計画税		1	36,960	3,837	10.4	1	37,213	3,904	10.5	1	37,432	3,903	10.4	1	37,629	3,647	9.7
		2	36,142	3,942	10.9	2	36,417	4,045	11.1	2	36,667	3,992	10.9	2	36,894	3,918	10.6
		3	36,145	3,504	9.7	3	36,414	3,521	9.7	3	36,672	3,508	9.6	3	36,893	3,442	9.3
		4	36,145	3,614	10.0	4	36,412	3,981	10.9	4	36,672	3,579	9.8	4	36,894	3,488	9.5
		計	145,392	14,897	10.2	計	146,456	15,451	10.5	計	147,443	14,982	10.2	計	148,310	14,495	9.8
軽自動車税		全	27,935	4,048	14.5	全	28,864	4,149	14.4	全	30,374	4,075	13.4	全	29,846	3,923	13.1
国民健康 保険税		1	15,217	3,159	20.8	1	14,924	3,798	25.4	1	14,813	3,768	25.4	1	14,696	4,293	29.2
		2	15,110	3,514	23.3	2	14,879	3,814	25.6	2	14,733	3,644	24.7	2	14,570	3,654	25.1
		3	14,961	3,520	23.5	3	14,737	3,582	24.3	3	14,586	3,558	24.4	3	14,408	3,542	24.6
		4	13,969	3,351	24.0	4	13,823	3,538	25.6	4	13,584	3,493	25.7	4	13,279	3,365	25.3
		5	14,034	3,154	22.5	5	13,876	3,450	24.9	5	13,670	3,266	23.9	5	13,306	3,338	25.1
		6	13,985	3,330	23.8	6	13,793	3,362	24.4	6	13,611	3,256	23.9	6	13,116	3,248	24.8
		7	13,858	3,052	22.0	7	13,672	3,441	25.2	7	13,482	3,303	24.5	7	12,950	3,205	24.7
		8	13,867	2,967	21.4	8	13,687	3,366	24.6	8	13,441	3,177	23.6	8	12,922	3,138	24.3
		9	13,878	3,159	22.8	9	13,748	3,195	23.2	9	13,423	3,058	22.8	9	12,961	2,986	23.0
		計	128,879	29,206	22.7	計	127,139	31,546	24.8	計	125,343	30,523	24.4	計	122,208	30,769	25.2

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成29年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)				納期限 (平成29年度)																																			
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																																
				市 民 税	県 民 税																																					
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																									
所得割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																				
	市 民 税	県 民 税																																								
6 %	4 %																																									
市 民 税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法 人 等 の 区 分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本 金</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等 額</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の 額</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50 人以下 —</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)	資 本 金	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円	等 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円	の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円		1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
				法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)																																			
資 本 金	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																							
	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																							
等 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																							
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円																																							
の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円																																							
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																							
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																							
	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																							
	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円																																							
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 人 等 の 区 分</th> <th>平成26年9月30日以前に開始</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>14.7 %</td> <td>12.1 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3 %</td> <td>9.7 %</td> </tr> </tbody> </table>		法 人 等 の 区 分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7 %	12.1 %	上記以外の法人	12.3 %	9.7 %																															
法 人 等 の 区 分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始																																								
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7 %	12.1 %																																								
上記以外の法人	12.3 %	9.7 %																																								
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">1.4 %</td> </tr> <tr> <td>家 屋 償却資産</td> </tr> </table>		土 地	1.4 %	家 屋 償却資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		免 税 点		土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月28日																									
土 地	1.4 %																																									
家 屋 償却資産																																										
免 税 点																																										
土 地	300,000 円																																									
家 屋	200,000 円																																									
償却資産	1,500,000 円																																									
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.2 %</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> </table>		土 地	0.2 %	家 屋																																				
土 地	0.2 %																																									
家 屋																																										

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成29年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (平成29年度)																																																																																																	
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<p>四輪以上及び三輪の軽自動車</p> <table border="1" data-bbox="757 252 1581 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>平成27年3月31日以前に登録</th> <th>平成27年4月1日以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>原動機付自転車及び二輪車等</p> <table border="1" data-bbox="757 496 1581 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td> <td colspan="2">二輪のもの (側車付を含む。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>重課税率 (平成28年度から)</p> <table border="1" data-bbox="757 852 1581 1018"> <thead> <tr> <th colspan="3">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用</p> <p>軽課税率</p> <table border="1" data-bbox="757 1145 1581 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適用</p>	種 別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	6,900 円	自家用	10,800 円	貨物用	営業用	3,800 円	自家用	5,000 円	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)		二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの		3,600 円		小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円	種 別			年 税 額	軽自動車	三輪のもの		4,600 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	貨物用	営業用	4,500 円	自家用	6,000 円	種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗 用	営業用	5,200 円	3,500 円	1,800 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	全 期 5月31日
		種 別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																																																																																															
		三輪のもの		3,100 円	3,900 円																																																																																															
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	6,900 円																																																																																															
				自家用	10,800 円																																																																																															
			貨物用	営業用	3,800 円																																																																																															
				自家用	5,000 円																																																																																															
		種 別		年 税 額																																																																																																
		原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																																																																																																
			50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																																																																																																
90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																																																																																																			
ミニカー	3,700 円																																																																																																			
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)																																																																																																			
	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの																																																																																																			
	3,600 円																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																																																																																																		
	その他のもの	5,900 円																																																																																																		
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円																																																																																																		
種 別			年 税 額																																																																																																	
軽自動車	三輪のもの		4,600 円																																																																																																	
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円																																																																																																
			自家用	12,900 円																																																																																																
		貨物用	営業用	4,500 円																																																																																																
			自家用	6,000 円																																																																																																
種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度																																																																																																		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																																																
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																																																																																																
四輪以上	乗 用	営業用	5,200 円	3,500 円	1,800 円																																																																																															
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円																																																																																															
	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円																																																																																															
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円																																																																																															

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成29年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)				納期限 (平成29年度)																
市たばこ税	(納税義務者) ○卸売業者	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本																		
		旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																		
			平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																		
			平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																		
			平成31年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本																		
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500円</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>					所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500円	540,000円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円	介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円	第1期 7月31日 第2期 8月31日 第3期 10月 2日 第4期 10月31日 第5期 11月30日 第6期 12月25日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 4月 2日
			所得割	均等割	年間限度額																	
		医療保険分	7.8%	24,500円	540,000円																	
		後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円																	
介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円																			